

令和7年度地方版図柄入りナンバープレートの寄付金活用事業助成募集要項

令和7年5月28日

公益財団法人日本デザインナンバー財団（以下「財団」という。）が実施する地方版図柄入りナンバープレートの寄付金活用事業に対する助成事業について、地方版図柄入りナンバープレートの寄付金活用事業助成実施要領（以下「実施要領」という。）によるほか、この募集要項に定めるところによる。

1. 交付申請期間等について

(1) 申請期間

助成金の交付を受けようとする者は、以下の申請期間内に助成金交付申請書及び添付資料を添えて財団まで郵送により申請を行うものとする。

申請期間：令和7年7月 1日（火）から

令和7年7月31日（木）（消印有効）まで

(2) 提出書類の部数：2部（正・副各1部）

※提出された助成金交付申請書及び添付資料について、交付申請後に電子媒体（Word、Excel、映像データ等）により提出を求める場合がある。

2. 交付決定前に事業の着手を行うこと等について

交付決定を受けた事業の着手は、原則として、当財団の理事長からの助成金交付決定通知を受けてから行うこととなるが、やむを得ない理由により、助成金の交付決定前に事業の着手を行う必要がある場合には、交付申請者は、助成金交付申請書（様式第1 別紙1、様式第2 別紙1）にその理由等を明記し、申請を行うものとする。

なお、交付決定前に事業の着手を行う場合は、以下の条件を承知の上、交付申請を行うこと。

- (1) 助成金の交付決定を受けるまでの期間内に、自然災害や紛争等の不測の事態により実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、助成事業者が負担すること。
- (2) 交付決定を受けた助成金額が交付申請額に達しない場合においても、異議がないこと。
- (3) 事業の着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、事業の計画変更は行わないこと。
- (4) 交付決定前に事業の着手を行う場合であっても、実施要領様式第1及び様式第2の記載要領に記載されている例示を参考として、可能な限り実施要領第16条の規定に基づく事業の表示を行うこと。

なお、事業の表示に関し、既に契約・発注済みであったり、事業の一部が完了

していたりするなど、事業の表示に関して特段の事情がある場合には、交付申請前に以下の問合せ先に連絡すること。

3. 送付先について

〒113-0033

東京都文京区本郷 2-1 7-8 鈴木ビル 5 階

(公財) 日本デザインナンバー財団

「地方版図柄入ナンバープレート寄付金活用事業」助成担当者あて

4. 申請書類様式について

財団ホームページからダウンロードすることができる。

<http://www.d-number.or.jp>

5. お問合せ先

(公財) 日本デザインナンバー財団 助成担当

電 話 : 03-3868-3671

所在地 : 〒113-0033

東京都文京区本郷 2-1 7-8 鈴木ビル 5 階